

「学校いじめ防止基本方針」

練馬区立大泉北中学校

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に深刻な影響を与え、生徒の生命や身体に重大な事態を生じさせる恐れがある。

本校では、「いじめ防止対策推進法」を受け、校長の指示のもと以下のように「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

I 本校の基本姿勢

- 1 いじめは重大な人権侵害であり決して許されない。
- 2 いじめはどの学校にも起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り合い組織で対応する。

II 対策方針の基本的な考え方

- 1 管理職をはじめとする全教職員が、いじめに対する「危機意識」「当事者意識」を常にもち、生徒を守ることができるのは、第一義に教職員であるとの強い決意と高い指導力で日々の指導にあたる。
- 2 いじめの未然防止・早期発見に向け、校種間の連携や相談体制、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、いじめ重大事件を教訓として生徒の特性を踏まえた実効性のある取組をする。
- 3 いじめ問題の早期解決に向け、学校と教育委員会との連携を強化するとともに、学識経験者や専門家を含めた第三者の意見を取り入れる仕組みを整え、関係機関との連携を深める。

III 学校の取組

1 いじめの未然防止のために

いじめは許されない行為であり、重大な人権侵害であることを全校生徒に機会があるごとに周知し、より良い人間関係を築くことができるように働き掛ける。

(1) 集団の中で、居場所づくり、絆づくりを進める

- ① お互いの日々の成長を認め合う。
 - ・特に小学校までの人間関係を引きずらないようにさせる。
 - ・定期的に、他者のいいところを見付けたり考えさせ発表させる。
- ② 自己の責任を自覚し果たすことで、自信をもたせる。
 - ・委員会活動、係活動、当番活動、部活動を充実させる。
- ③ 4月、9月に集団づくりの取組を行う。
 - ・学級活動において、構成的グループエンカウンターなど取り入れてソーシャルスキルを向上させ、より良い人間関係を築く。
- ④ 5月～6月に運動会、10月～11月に合唱コンクールを実施することで、目的を共有する仲間づくりをする。
 - ・主体的な実行委員会活動や団体種目の練習を体験することで、目標を共有し、励まし合える関係を築く。

- ⑤ 情報モラル講習会を1、2年生で、弁護士によるいじめ防止授業を1年生に実施する。
 - ・1年生は4月に、2年生は夏休み前に情報モラル講習会を実施する。
 - ・道徳や学級活動の時間に、いじめ防止のための授業を実施する。
- (2) 生徒が参加できる分かる授業づくりを進める
- ① 学習が生徒にとってストレスとならないように、分かる授業を展開する。
 - ・学年や学級の様子を把握し、発問、声掛けなどを工夫する。
 - ② 発言や発表でお互いを認め合う態度を身に付けさせる。
 - ・自己の考えをもつとともに、他者の考えを聞くことのできる態度を身に付ける。
 - ③ 冷やかしたり冷笑などが起こらない、授業規律を確立する。
 - ・前向きな発言や態度を是として認めることで、後ろ向きな態度をなくす。
 - ④ 学習を苦手とする生徒へのフォローの場を設定する。
 - ・放課後の時間を使って、基礎的・基本的な知識や技能の習得を支援する。
 - ⑤ 生徒の力を伸ばす声掛けをする。
 - ・意欲を引き出し、粘り強くチャレンジできる態度を育てる。
- (3) 社会性の伸長やストレスコントロールの場や機会づくりを進める
- ① 体験学習を重視し、社会性を身に付ける。
 - ・校外学習、集団下校訓練、職場体験、ボランティア活動、クリーン運動など校外に出る機会を捉え社会性を養う。
 - ② 体験学習や共同作業を通して自己主張することや他者を容認する態度、我慢などの自己を抑制する態度を育てる。
 - ・建設的な意見の交換、内容の伝達や周知などの話し合い活動を通じて、他者の意見を聞く態度や我慢する態度を身に付けさせる。
 - ③ ストレスを分析することで、ストレスコントロールができるようにする。
 - ・自分のストレスが何に起因するのかを理解し解決することで、コントロールする術を身に付けさせる。
 - ・怒りが沸き起こった時に自己をコントロールできるように、アンガーコントロールについて理解し、その術を身に付けさせる。
- (4) いじめは許されない行為との共通認識に立ち、根絶に向け取り組む
- ① 区の事業に積極的に参加する。
 - ・いじめ防止のためのシンボルマーク、ポスター、標語づくりなどに学校全体で取り組む。

2 いじめの早期発見のために

(1) 生徒観察

- ① 普段の様子から
 - ・表情や行動の変化、持ち物の管理など、気になることを見逃さず情報交換をする。
- ② 友だち関係の変化から
 - ・仲の良い友だちが変わる、一緒に居たグループが変わるなどを気を配る。
- ③ 保健室、相談室から
 - ・来室回数や表情から、話すきっかけを作り生徒理解に努める。
 - ・スクールカウンセラーと連携し、1年生を対象に個別面談実施の計画を進め、生徒理解とともに、相談室（スクールカウンセラー）への理解も進める。

(2) アンケートの実施

- ① ふれあい月間に合わせ定期的にアンケートを実施する。
 - ・アンケートは、いじめに関するもの、自己有用感に関するものを用意する。
- ② 表面に見えないネットいじめなどに関する情報を収集する。
 - ・インターネット、無料通話アプリなどの使用状況の把握をする。

(3) 保護者との連携

- ① 普段から保護者と連携し、生徒の様子などの情報を得られるようにする。
 - ・連携を進めるための具体策を検討し実行する。

3 いじめへの対応

(1) 現象を抑える

- ・うわさや事実を掴んだら、速やかに現象を抑える。その際、被害者を守る態度を鮮明にして、被害者が追い詰められないよう十分に配慮し支援をする。

(2) 事実の把握

- ・いじめは重大な人権侵害であると捉え、多くの情報を集め、早急に事実を把握し職員で共有する。
- ・被害者、加害者以外の生徒の心理状況を把握し適切な指導をする。

(3) 本人への指導

- ・被害生徒に寄り添い、精神的不安の解消に努める。
- ・いじめ防止対策委員会で指導方針を立て、加害生徒への実効性のある指導をする。

(4) 保護者との連携

- ・事実の確認、指導の経過、今後のことに関して、保護者と学校が同一歩調を取ることができるよう連携を進める。

(5) いじめの解消

- ・被害者ケアの経過の中で、人間関係の改善が見られ、本人が普段通りの生活を送ることができる状態に向かうことでいじめの解消と捉える。

(6) 関係各機関との連携

- ・被害生徒のケア、加害生徒の行為が犯罪に当たる場合は、関係機関と連携をする。
- ・インターネット関係の場合、業者への対応の要請をする。
- ・小学校時の状況などが必要な場合は、速やかに該当校に情報提供の依頼をする。

(7) 再発防止への対策

- ・当該生徒たちの関係で再発が無いようにするため、また、同じようなケースが他で起こらないために、事例を今後の指導に役立てる。

4 重大事態への対応

重大事態とは、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じさせた疑い（生徒が自殺を企図した場合等）や相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安、一定期間連続して欠席しているような場合）などや、生徒や保護者から、いじめられて重大事故に至ったという申し立てがあった時とする。

(1) 一次対応

- ① 事案について管理職に報告し、管理職の判断により教育委員会へ第一報の連絡

② 被害者の保護・加害者の保護

・被害生徒の保護

a) 被害生徒に寄り添い面談、家庭訪問等で事実の確認を進める。また、被害者の精神的ケアを併せて行う。

・加害生徒の保護

a) 加害生徒が特定できる場合は、面談等で事実の確認を進め、事象の全体把握に努める。

b) 加害生徒が特定できない場合は、アンケート、個別面談により情報を収集し、加害生徒を特定するとともに、事象の全体把握に努める。

③ 情報収集・教育委員会への報告

・情報収集の結果を教育委員会へ報告する。

a) 教育委員会との協議により、必要に応じて関係機関への連絡をする。

・多くの生徒に動揺がある場合には、緊急全校集会、学年集会、保護者会を開き説明する。

④ 報道機関への対応

教育委員会からの指示以前に報道機関との接触があった場合には、対応の窓口は管理職とし、生徒への取材の配慮等説明し、教育委員会と協議中であることを伝える。

(2) 二次対応

教育委員会により調査の主体が判断されてからの対応

① 学校が調査主体となった場合

・学校の管理下に置いて、「重大事態調査委員会」を設置する。

a) 委員会の構成は、いじめ防止対策常任委員および臨時委員、教育委員会の推薦により専門的知識及び経験を有する第三者とする。

・調査委員会において、情報の収集・集約、分析を行い、因果関係等事実の把握に努める。

a) 情報の収集については、必要に応じて繰り返し行うこともある。

b) 学校に不都合なことでも事実と向き合う姿勢を維持する。

・被害生徒および保護者への説明責任

a) 特に被害生徒保護者との連絡を欠かすことなく、情報を共有していく。保護者にも調査委員会にも不明な点が残らないよう丁寧にかつ速やかに進めて行く。

b) 関係者の個人情報についても、必要に応じ開示する。

c) アンケート等を実施する場合には、事前に開示情報となる得ることを周知する。

・教育委員会への報告

a) 調査委員会においてまとめた報告書を教育委員会へ提出する。その際、被害生徒および保護者からの意見書を添えることができる。

・調査報告書について教育委員会と協議し、今後の措置を決定

a) 今後の必要な措置について、教育委員会との協議により決定していく。

・報道機関への対応

a) 教育委員会と連携し、個人のプライバシーに配慮しながら、事実について情報を提供する。

② 教育委員会が調査主体となった場合

教育委員会の指示の元、資料の提出、調査への協力を行う。

IV 「いじめ防止対策委員会」

1 構成メンバー

(1) 常任委員

- ① 副校長 ② 教務主任 ③ 生活指導担当主任 ④ 各学年主任
- ⑤ 特別支援コーディネーター

(2) 臨時委員

- ① 当該学級担任 ② スクールカウンセラー ③ PTA役員

※ 重大事態への対応には、石神井警察少年係、学校評議員へも協力をお願いする。

2 委員会の実施

(1) 定期委員会

- ・ 4月、6月、9月、11月、2月、3月の各月に、現状の把握のため委員会を設定する。

(2) 臨時委員会

- ・ 緊急な対応が必要な時に委員会を設定する。

3 委員会の業務内容

(1) 未然防止のために

- ① 学年主任を中心に生徒の状況を把握し発達段階を捉えて、指導計画を立案する。
- ② 次のことを目的とした全校朝礼、学年集会、学級活動で講話や読み物に取り組む。そのため
の、企画、資料収集を行う。
 - ・ いじめに対する学校の姿勢【いじめは重大な人権侵害である】
 - ・ より良い人間関係づくり
 - ・ 集団づくり
 - ・ 意欲的な中学校生活
 - ・ 規範意識の定着
 - ・ 授業規律の定着
- ③ 生徒理解、指導力向上のために、ソーシャルスキルトレーニング、構成的グループエンカウンター、アングーマネジメント、アサーショントレーニング、ストレスマネジメント等の研修を進める。また、インターネット等によるいじめへの対応のため情報モラルについての研修を行う。

(2) 早期発見のために

- ① 6月、9月、11月、2月にいじめに関するアンケート調査および、毎月のアンケートの準備やアンケートの活用計画を考える。
 - ※アンケートは、長期欠席者等も含め全校生徒に実施する。
- ② 生徒活動の各学級委員会、班長会などを情報収集の場として活用できるように、会の指導方針を全校で共通確認する。
- ③ 保護者会、保護者や地域の方との懇談会を、有効に使えるように企画する。
- ④ スクールカウンセラーと1年生との面談を計画していく。(4月～5月)
 - ※家庭訪問期間、身体計測の一環、特別時間割等、校内委員会で検討する。

(3) 対応のために

- ① いじめが起こった場合は、当該生徒の学級担任も含め委員会を臨時招集し、役割分担、連絡調整等を確認し、速やかに対応する。

4 委員会の取組評価

- (1) 定期的ないじめに関する調査、学校評価等による改善、生徒および保護者の評価を受け、全職員により、委員会の計画・実行が、生徒の現状に合い、効果的であったか検証し改善を進める。
- (2) 学校評議員会の議題として、報告・検証をする。

5 いじめ防止への取組サイクル

(1) 4月

- ① 学校いじめ防止への取組を教職員が共通理解し、生徒、保護者に知らせる。
- ② いじめ防止対策委員会において、学年の実態等報告し、4月～6月の取組計画を作成し実行する。
- ③ 二者面談や家庭訪問において、個別の情報を把握し共有情報とする。

(2) 6月

- ① ふれあい月間と併せ、いじめのアンケート調査を実施する。
- ② 調査結果により、7月～夏休み明けまでの計画を作成し実行する。
- ③ 三者面談において、個別の課題等を確認し、夏休みの過ごし方などを指導する。

(3) 9月

- ① いじめのアンケート調査を実施し、人間関係の変化なども把握する。
- ② 調査結果により、10月～11月の計画を作成し実行する。
- ② 11月の二者面談、三者面談において、個別の課題を確認し対応する。

(4) 11月

- ① ふれあい月間と併せ、いじめのアンケート調査を実施する。
- ② 調査結果により、12月～2月の計画を作成し実行する。
- ③ 12月の三者面談において、個別の課題を確認し対応する。

(5) 2月

- ① ふれあい月間と併せ、いじめのアンケート調査を実施する。
- ② 調査結果により、2月～3月の計画を作成し実行する。
- ③ 今年度の反省から、進学、進級等、次のステージに向けた個別の課題を確認し、生徒の意識を高める。

(6) 3月

- ① 次年度の準備のため、学年の課題、個人の課題について情報を共有し、4月からの取組への資料を確認する。
- ② 新入生に関しては、関係小学校、主任児童委員等と連携し、情報の共有を進める。

V 付則

- 1 付則（平成26年4月1日付け 大北中第1号）
- 2 この「学校いじめ防止基本方針」は平成26年4月1日から施行する。